

43

大正二年十一月

香港又同港經由船舶積載之  
家畜類荷役關之關令改正  
件在マニラ領事より報告ノ件

外務省

3-0057

0326

附屬書類添附

大正三年三月廿三日發

第二課

公第ニ六二ノ

大正三年三月八日

大正三年三月八日  
報選第 五八 號

一七 26954 號

官報公告在

官報掲載  
方取扱

十日官報掲載

領事館事務代理山本武  
外務大臣男爵牧野伸顯殿

在マニラ日本領事館

香港並ニ全港ヲ通過スル船舶ノ積載スル

家畜類荷役ノ関スル税関令改正ノ件

比島税関長ハ本年一月二十二日付税関令第六八二号ヲ

以テ香港並ニ全港ヲ通過シ馬尼刺港ニ入港スル船

舶ニシテ全港揚ゲ家畜ヲ積載スルモノニ関シ規定スル

所有ル家畜種本年十月八日付ヲ以テ前令ノ主要各条項

タル第一條並ニ第二條ノ改正ヲ示存致スル付別紙ヲ通

及報表並ニ内務省閣相成度此殿申進候 敬具

在マニラ日本領事館

94

94  
96  
97

3-0057

0329

▲香港ヨリ来ル家畜類荷役ニ関スル改正規定  
税関令第七〇五号

第一条、税関令第六八二号第一条ヲ九ノ通り改正ス。  
第一条、香港ヨリ来ル船舶ニシテ家畜ヲ積載スルモ  
ハ其荷役後硫黄消毒ヲ行ヒ当局官憲ノ密給  
スル消毒証明書ヲ税関吏ニ交付シタル後ニテハ  
棧橋ニ繫留スルコトヲ得ズ、但シ積載地ニ於テ  
比律賓群島農畜局獣医官監督ノ下ニリン  
カ―マスト予防ノ為メ一齊ニ消毒ニ対シ種痘ヲ施シ  
タル事實ノ証明書ヲ有スルトキハ前記ノ規定ヲ適  
用セズ

在マニラ日本領事館

第二条、税関令第六八二号第二条ヲ九ノ通り改正ス。  
第二条、香港ヨリ来ル船舶ヨリ家畜ノ積下ニハ規定  
ノ許可書或ハ農畜局ヲ代表スル獣医官ノ簽給スル  
認可状ヲ當番税関吏ニ交付シタル後ニテハカレバ  
之ヲ為スヲ得ズ、又其他ノ一般貨物ノ荷下シハ  
該船舶ヨリ動物ノ荷役後硫黄消毒ヲ行ヒ  
タル旨ノ証明書ヲ當番税関吏ニ交付シタル後ニ  
アラカレバ之ヲ為スヲ得ズ、但シ積載地ニ於テ比律  
賓群島農畜局獣医官監督ノ下ニリンカ―マスト  
予防ノ為メ一齊ニ消毒ニ対シ種痘ヲ施シタル事  
實ノ証明書ヲ有スル時ハ前記ノ規定ヲ適用  
セズ

第三条、比島<sup>律賓</sup>税関吏ハ通官本令ニ規

3-0057

0328

定ノ公布ヲナスベシ

千九百十三年十一月八日

比島<sup>（島）</sup>税関長代理 エフ.エス.ケリアンス

在マニラ日本領事館

96

3-0057

0329

2127

第1門  
第1類  
第1項  
第1種

第4回

通商公報

官報掲載

文書課長

大正貳年三月廿六日接受

浄書  
校正原

大正二年二月二十五日  
同一年一月廿七日附

送第510號

主管通商局長

大正貳年三月廿七日發

大正

通商局長

通信者  
通商局長

香港より又の台塔の通商局長

此島に航する船舶の修繕に

大正三年一月廿一日記録第一回接受

外務省

高野、高及と安丸船長を改訂付

本件之是し左に云ふ如く事修補代

理より別紙及び通商局長より付付

、及び通商局長より通商局長、周

知方より通商局長より通商局長

別紙より通商局長より通商局長

方紙より通商局長

3-0057

0330